



『北川原公園ごみ搬入路裁判に 関する経過の報告及び違法性解消』 について

日 時:令和5年4月25日(火)19時から
会 場:東部会館 3階ホール



本日の説明会の流れ

- 1 出席者紹介
- 2 あいさつ(市長・原告団代表)
- 3 説明
 - ①はじめに これまでの経緯
 - ②公園、搬入路及び周辺の様況
 - ③裁判の流れ
 - ④今後の取り組み
- 4 質疑応答



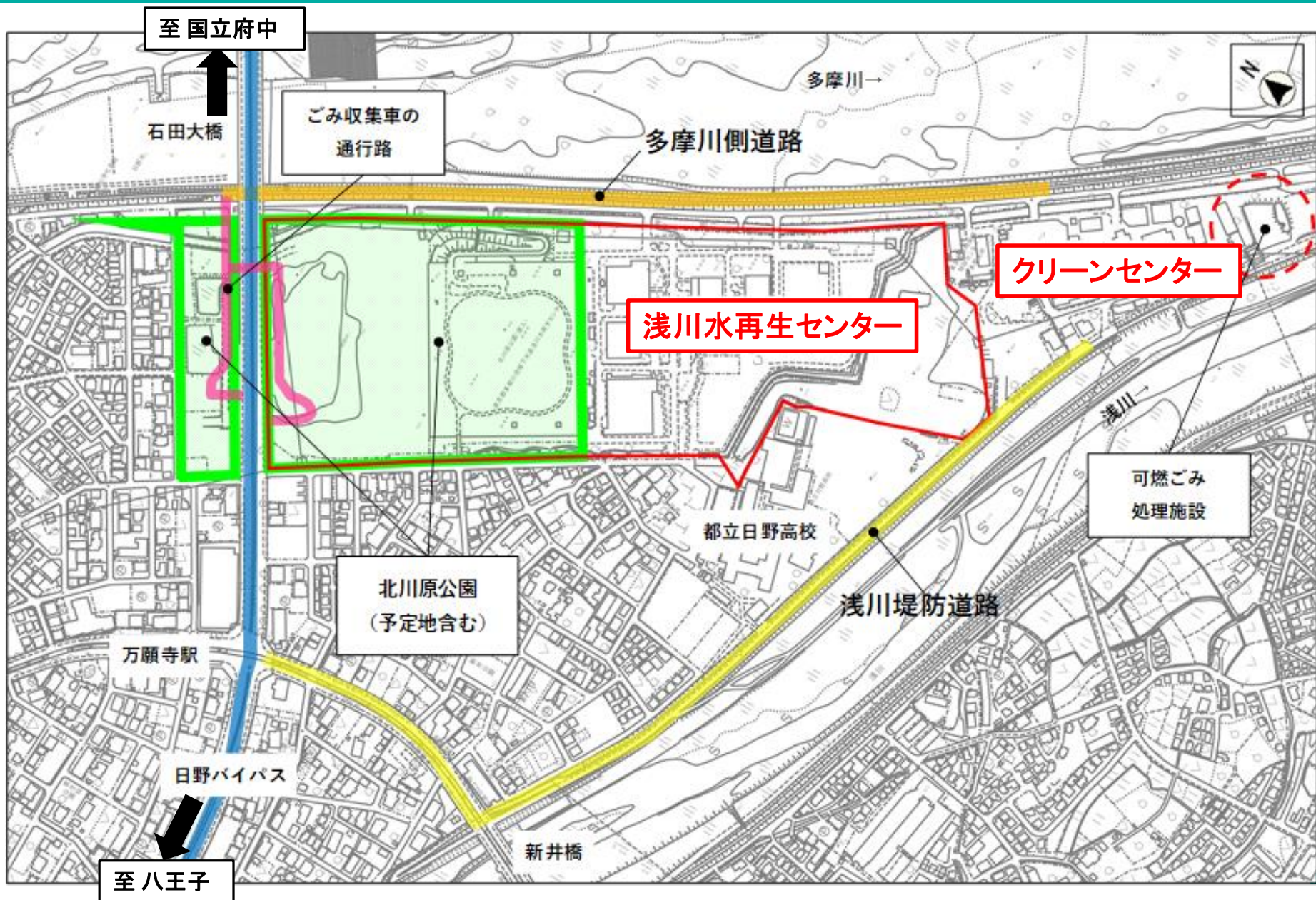
1 はじめに

これまでの経緯

- 3市(日野市、国分寺市、小金井市)で共同処理する可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路を北川原公園予定地内に設置
 - この通行路が都市計画法に違反するとして提訴され争ってきた裁判(住民訴訟)で市の敗訴が確定
- ⇒ まずは、この裁判がどのようなものだったのか、判決に対して市はどのように受けとめたのかを市民に説明し理解していただくことが必要と考え、今回の説明会を開催



2 公園、搬入路及び周辺の状況





2 公園、搬入路及び周辺の状況

クリーンセンター(ごみ・し尿処理)

- 住宅密集地域や大規模な住宅団地について一括したごみの収集及び処理が必要となる
- 農家の肥料として利用していたし尿は、化学肥料の普及により肥料の需要が減り処分に苦慮
 - ⇒ 昭和34年 日野市衛生処理場としてごみ焼却、し尿処理が開始
 - ⇒ 昭和48年 地元環境対策の会議体が発足
 - ⇒ 昭和60年 日野市クリーンセンターに名称変更
 - ※人口増加に併せ処理量や施設規模を拡大



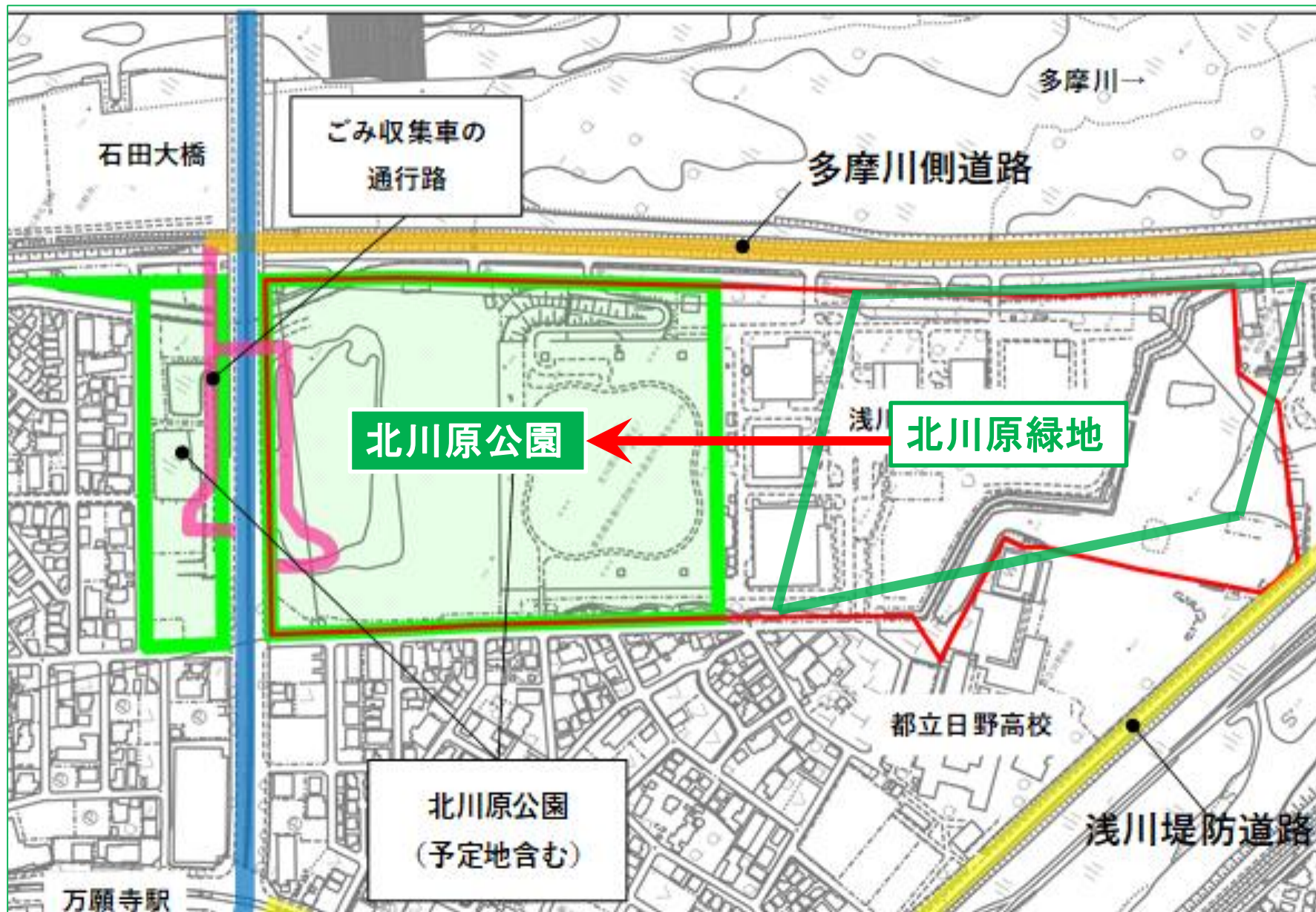
2 公園、搬入路及び周辺の状況

浅川水再生センター

- 急速な都市化に対応するため、流域下水道施設の立地が必要となる
- 地理的、地形的に適地であるとしてこの地域が選定された
 - ⇒ 昭和54年1月
東京都の流域下水道施設として
都市計画決定される
 - ⇒ 昭和55年に事業認可、昭和62年から建設
工事に着手し、平成4年より運転を開始



2 公園、搬入路及び周辺の状況





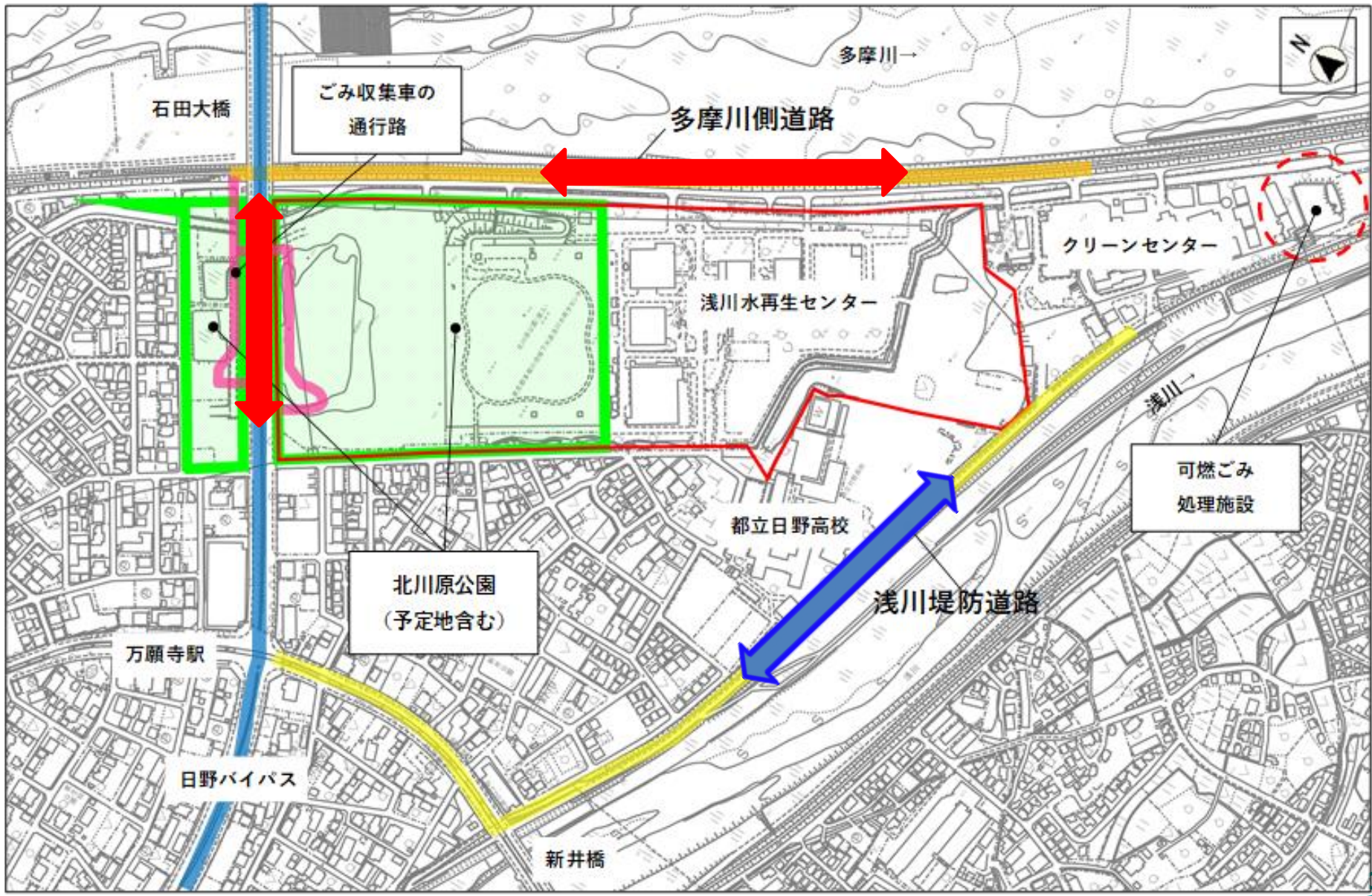
2 公園、搬入路及び周辺の様況

北川原緑地と北川原公園

- 浅川水再生センター用地は、昭和36年から北川原緑地として都市計画決定されていた
- 流域下水道施設として都市計画決定するにあたり、北川原緑地は廃止される
 - ⇒ 昭和54年1月
ごみ・し尿・下水処理の迷惑施設の環境改善のため新たに北川原公園として都市計画決定される
 - ⇒ 昭和58年9月より
バイパス上流側用地を市が用地取得開始
※平成18年に用地取得完了



2 公園、搬入路及び周辺の状況





2 公園、搬入路及び周辺の様況

ごみの搬入様況

【可燃ごみ3市共同処理前】

⇒浅川堤防ルート……………約160台/日
(市の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等)



【可燃ごみ3市共同処理後】

⇒浅川堤防ルート……………約 90台/日
(市の不燃ごみ、資源ごみ等)
⇒多摩川堤防ルート……………約170台/日
(3市の可燃ごみ)



3 裁判の流れ

①北川原公園予定地にごみ搬入路を設置

【背景】

- ・3市共同ごみ処理の決定
- ・従来の浅川堤防道路のごみ搬入ルートを変更するよう地元からの要望あり
- ・新可燃ごみ処理施設は3市覚書により、概ね30年間稼働
- ・よって、都市計画(公園)はそのままに北川原公園予定地内に専用路を設置(30年間の暫定利用)

⇒その後、「公園兼用工作物利活用計画」を策定し、公園兼用工作物として供用開始



3 裁判の流れ

②住民監査請求から住民訴訟へ

【原告(住民側)の主張】

- ・都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置することは都市計画法違法である
- ・市長の裁量権を逸脱するので公金の支出は違法
- ・北川原公園は迷惑施設が集中する地域住民に感謝の意をこめて地域の環境改善のために都市計画決定した
- ・ごみ搬入路は環境をよくする公園機能と両立しない

【住民監査請求】

- ・日野市監査委員による

監査の結果⇒棄却⇒ **住民訴訟へ(平成28年10月)**



3 裁判の流れ

③判 決

【住民訴訟】

- ・1 審:市の敗訴、市が控訴 (令和2年11月)
- ・2 審:市の敗訴、市が上告 (令和3年12月)
- ・最高裁:市の上告不受理、判決確定(令和4年 9月)

【内 容】

- ・都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反
- ・市に損害を与えたとして市長個人に約2.5億円の支払い請求せよ

【理 由】

- ・通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難い
- ・(30年間の使用は)暫定的な利用とは言えない
- ・通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきもの



3 裁判の流れ

④違法性解消に向けて

【市の考え】

- ・判決後、市は『立ち止まって検討するべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めた』ことを反省
 - ・地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方と言う問題に大きく関わるものとして受け止めている
- ⇒ 令和4年10月 原告団と合意書を取り交わす



3 裁判の流れ

④違法性解消に向けて

【原告団との合意書】

1. 北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。広く市民(原告団含む)、研究者、専門家などを募り、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。
2. 新可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いたことを市長として深く反省し、日野市から「概ね30年間で撤退」する日野市・国分寺市・小金井市3市覚書を再確認し、すみやかに協議を開始する。
3. 脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめる。
4. 市長は、確定した判決の内容、及び上記各項の合意に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求める。市長は、国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に対して判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくる。



3 裁判の流れ

⑤債権放棄

【内 容】

約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会(令和4年10月)に上程

【放棄の理由】

本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートに沿線住民の安全安心の確保と住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため

【審 議】

慎重に議論を尽くした結果、全会一致で可決



4 今後の取り組み

①市民への周知・説明

まずは、今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断

⇒ チラシ配布による周知と説明会の開催

①北川原公園周辺4自治会地区住民向け

⇒ 本日開催

②クリーンセンター地元5自治会地区住民向け

⇒ 5月25日19時～ 三沢中学校 食堂

③全市民向け ⇒ 今後詳細を検討



4 今後の取り組み

②違法性解消に向けた検討会

【内 容】

研究者や専門家を含めた会議体を設置し、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。

【方 針】

- ①早期に違法状態の解消を図ること
- ②行政に対する不信感を払しょくする
- ③新たな住民同士の意見対立、紛争を招かない

【方 法】

様々な方策を提案、検証し、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図る



5 質疑応答

- ご清聴ありがとうございます
これより、皆様からの質疑応答に入ります。
- ご意見ご質問がある方は、
挙手をお願いします。
- 挙手をされた方は、
司会者から順番にお伺いしますので
お待ちください。